

青森県報

第三千四百二十六号

平成二十三年
八月十五日
(月曜日)

目次

告示

道路の区域の変更……………(道路課) ……一
道路の供用の開始……………(同) ……二

公告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(同) ……二
右 同……………(同) ……三

告示

青森県告示第六百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年九月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	夏泊公園線	東津軽郡平内町大字茂浦字垣合六の一から東津軽郡平内町大字茂浦字前田一の一四まで	前 五・六七メートルから 五・八三メートルまで	五九・三〇メートル		
2	国道	四五四号	南津軽郡大鰐町大字駒木字駒木平九の三から南津軽郡大鰐町大字長峰字駒木沢四二一の一四八まで 南津軽郡大鰐町大字駒木字駒木平九の三から南津軽郡大鰐町大字長峰字砂沢無番まで	前 一〇・七〇メートルから 一〇・七〇メートルまで 後 三・五・六七メートルから 三・八〇メートルまで	七九四・〇〇メートル 七八九・〇〇メートル		
				後 二六・二〇メートルから 二六・二〇メートルまで			

平成二十四年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争
入札……………(同) ……三
出先機関……………(同) ……三
土地改良事業計画変更の認可……………(県民局) ……四
右 同……………(同) ……四

3	県道	弘前田舎館 黒石線	黒石市追子野木二丁目三二四から 黒石市追子野木二丁目三〇の一まで	後	前
				九・六〇メートルから 一・一〇メートルまで	八・九〇メートルから 九・八〇メートルまで
				二八八・〇〇メートル	二八八・〇〇メートル

青森県告示第六百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年九月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道夏泊公園線	東津軽郡平内町大字茂浦字垣合六の一から東津軽郡平内町大字茂浦字前田一の四まで	平成三・八・一五
国道四五四号	南津軽郡大鰐町大字駒木字駒木平九の三から南津軽郡大鰐町大字長峰字砂沢無番まで	"
県道弘前田舎館黒石線	黒石市追子野木二丁目三二四から黒石市追子野木二丁目三〇の一まで	"

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

後	前
九・六〇メートルから 一・一〇メートルまで	八・九〇メートルから 九・八〇メートルまで
二八八・〇〇メートル	二八八・〇〇メートル

一 申請のあった年月日
平成二十三年七月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なんぶねっと

三 代表者の氏名
佐々木 政英

四 主たる事務所の所在地
三戸郡南部町大字大向字中居構一の一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域に居住する誰もが楽しく、やりがい、生きがいを見出し、自らが活動する市民活動の推進を図り、地域の課題解決に向けた事業をネットワークによる協働で展開し、住みよい、安心して暮らせる明るいまちづくりを目指し、公的サービスや民間サービスだけでは補えない部分のセーフティネットの構築を図る。また、地域で活動する団体、個人の活動支援や事業コーディネート、ボランティア・市民活動、NPO活動の推進、そして人材育成をし、住民主体の地域活動の輪を広げ、地域福祉の推進を図ることを目的とします。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりラジオくらぶ

三 代表者の氏名

大竹 辰也

四 主たる事務所の所在地

青森市中央一丁目七の七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、情報受発信力を身につける事業を行うとともに、ラジオを中心にした媒体により住民間のコミュニケーションを促進し、地域で必要とされる情報の掘り起こしとその情報を共有する事業を通じて、地域の安全とともに住民が自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。  
平成二十三年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年七月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアライブ

三 代表者の氏名

中村 司

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字青山二丁目二の六

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市及びその周辺市町村の住民に対し、一切の宗教行事とは関係

なく、また、営利を第一の目標とすることなく、福祉の精神にのっとり、高齢弱者、身体障害者の日常生活の支援及び冠婚葬祭に関する支援事業を行うことにより、地域住民の福祉の増進に寄与すること、並びに、高齢者へのパーソナルコンピューター操作指導を行い、地域住民の社会教育の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
平成二十四年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十三年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

1 業務名 平成二十四年度刊行『青森県史 資料編 考古2 縄文後期・晩期』

制作業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 履行期限 平成二十五年三月二十九日

4 納入場所 青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十三年一月三十一日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により一般印刷の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札の日までに、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

三 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の一

青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）

電話 〇一七 七三四 九三三九

2 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所 青森市長島一丁目一の

青森県庁舎 北棟二階A会議室

(二) 日時 平成二十三年八月二十六日 午前十時

四 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目一の

青森県庁舎 北棟二階A会議室

2 日時 平成二十三年九月八日 午前十時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号により免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百九十九条の規定による。

六 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

七 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

詳細は入札説明書による。

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、福地土地改良区に係る次の土地改良事業計画の変更を平成二十三年八月五日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十三年八月十五日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

事業名 維持管理

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、田子町土地改良区に係る次の土地改良事業計画の変更を平成二十三年八月五日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十三年八月十五日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

事業名 維持管理

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭